

# 社会福祉法人小川福祉会役員等旅費支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小川福祉会の理事会、評議員会、並びに第三者委員会に出席しようとする役員の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 理事並びに評議員、各委員が各会合に出席した場合は当該委員に対し旅費を支給するものとする。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、原則として各会合等へ出席するための、日当を含んだ交通費のみとし、その金額を、5,000円とする。

(2) 前項以外の役員等への出張旅費については、理事長の旅行命令によって行うこととし、その場合の交通費、日当、宿泊料の清算、請求は「海東保育園旅費支給規程」第4条、第5条、第6条の規定にもとずき精算するものとする。

(附則) この規程は、平成14年12月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成29年4月1日より施行する